ハ　中型車

		富谷
	富谷ジャンクション	—
利府しらかし台	300	350
利府ジャンクション	250	500	600

ニ　大型車

		富谷
	富谷ジャンクション	—
利府しらかし台	400	500
利府ジャンクション	350	700	800

ホ　特大車

		富谷
	富谷ジャンクション	—
利府しらかし台	650	800
利府ジャンクション	550	1,150	1,350

㈱　上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

１．⑵⑩のうち、「一般国道45号（三陸縦貫自動車道（仙塩道路））（以下「仙塩道路」という。）」を「仙塩道路」に改める。

１．⑵⑳イ乃至ホの表中及び別表５一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（つくば市から稲敷市まで）の表中、「つくば」を「つくば中央」に改める。

１．⑵㉑イ乃至ホの表中、１．⑶⑫ロ㈡イ）乃至ホ）の表中及び別表５一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）の表中、「桶川ジャンクション」を「桶川北本」に改める。

１．⑶①ロ㈠ロ）を削り、イ）の次に次のとおり加える。

ロ）平成22年３月６日から平成22年４月11日までの間に、イに定める自動車が、東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジから宇都宮インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジからいわき湯本インターチェンジまで、北関東自動車道の都賀インターチェンジから水戸南インターチェンジまで、東水戸道路の水戸南インターチェンジからひたちなかインターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）のつくば牛久インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの各インターチェンジと東関東自動車道の茨城空港北インターチェンジ相互間を通行する場合は、イ）に定めるポイントに加えて、１回の通行につき20ポイントを付与するものとする。

ハ）平成22年３月27日から平成22年５月９日までの間に、イに定める自動車が、東北自動車道の泉ＰＡスマートインターチェンジから若柳金成インターチェンジまでの各インターチェンジと常磐自動車道の山元インターチェンジから亘理インターチェンジまで、仙台東部道路の亘理インターチェンジから仙台港北インターチェンジまで、仙塩道路の仙台港北インターチェンジ及び仙台北部道路の利府しらかし台インターチェンジの各インターチェンジ相互間を通行する場合は、イ）に定めるポイントに加えて、１回の通行につき10ポイントを付与するものとする。

ニ）平成22年３月28日から平成22年５月９日までの間に、イに定める自動車が、関越自動車道の練馬インターチェンジから水上インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから碓氷軽井沢インターチェンジまで、北関東自動車道の前橋南インターチェンジから太田桐生インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）のあきる野インターチェンジから川島インターチェンジまで並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジから河口湖インターチェンジまで及び中央自動車道西宮線の勝沼インターチェンジの各インターチェンジと首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の桶川北本インターチェンジ相互間を通行する場合は、イ）に定めるポイントに加えて、１回の通行につき10ポイントを付与するものとする。

ホ）平成22年４月17日から平成22年５月23日までの間に、イに定める自動車が、東北自動車道の川口ジャンクションから那須高原スマートインターチェンジまで、常磐自動車道の千代田石岡インターチェンジから那珂インターチェンジまで、東関東自動車道の茨城空港北インターチェンジ、北関東自動車道の都賀インターチェンジから水戸南インターチェンジまで及び東水戸道路の水戸南インターチェンジからひたちなかインターチェンジまでの各インターチェンジと北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジ相互間を通行する場合は、イ）に定めるポイントに加えて、１回の通行につき15ポイントを付与するものとする。

へ）平成22年４月24日から平成22年５月30日までの間に、イに定める自動車が、常磐自動車道の三郷インターチェンジから北茨城インターチェンジまで、東関東自動車道の茨城空港北インターチェンジ、北関東自動車道の都賀インターチェンジから水戸南インターチェンジまで、東水戸道路の水戸南インターチェンジからひたちなかインターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）のつくば牛久インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの各インターチェンジと首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）のつくば中央インターチェンジ相互間を通行する場合は、イ）に定めるポイントに加えて、１回の通行につき５ポイントを付与するものとする。

別表３のうち、

「東北自動車道（川口ジャンクション・青森間）

	大和
泉	11.0

」を

「東北自動車道（川口ジャンクション・青森間）

		大和
	富谷ジャンクション	7.7
泉	3.3	11.0

」に、

「東関東自動車道（湾岸市川・潮来間）」を「東関東自動車道（湾岸市川・潮来間、茨城空港北・茨城町ジャンクション間）」に、「北関東自動車道（高崎ジャンクション・太田桐生間、栃木都賀ジャンクション・水戸南間）」を「北関東自動車道（高崎ジャンクション・太田桐生間、佐野田沼・岩舟ジャンクション間、栃木都賀ジャンクション・水戸南間）」に改め、「東関東自動車道（湾岸市川・潮来間、茨城空港北・茨城町ジャンクション間）」に

「

	茨城町西	茨城町東
茨城空港北	11.0	13.4

」を、